



提訴後に会見する原告の加藤陽子・稟大教授(中央)ら

## 學術會議任命拒否

## 推薦受けた学者6人

日本学術会議の会員候補に推薦された学者6人

命を拒否された経緯に關する文書を不開示とされ

「存続」の「存続者」が「存続者」ではない。つまり、  
「存続者」は「存続者」ではない。

104

2020年10月に任命  
拒否された6人は21年4  
月、内閣官房などに開示  
請求をしたが不開示とさ

原告で行政法が専門の岡田正則・早大教授は今見で、「国は国民に説明

する義務がある。訴訟を「あらへんやれめたら」と話した。（金子和史）

も、情報公開法に基づく開示を求めて同時に提起した。

文書が存在しないとした  
不開示決定は違法だと訴  
えた。

階から学術会議への介入を始めていたことが明らかになつたといい、弁護団は「さらに経緯を明らかにしたい」と話す。

原告は、加藤陽子・東大教授や宇野重規・東大教授らで、個人情報の開示請求権に基づき、自分たちの任命拒否に関する文書の開示を求める。法学者や弁護士ら166人

権下で、学術会議内でもまだ会員候補の選定中だった20年6月に、任命者側から学術会議事務局に伝達された文書として、6人の名前の上に大きくバツ印がついた文書が閲示された。

ただ、任命拒否の根拠や理由を示す文書は不閲示のままで、6人は訴状で、具体的な説明もなく